

文教委員会報告資料

令和元年12月13日

報告事項件名	頁
(教育指導部)	
(1) 東京2020算数ドリル実践学習会の開催について……………	2
(学校運営部)	
(2) 江北小学校・高野小学校統合施設建設事業に伴う基本構想・基本計画書について……………	3
(子ども家庭部)	
(3) 特例課程教室「あすテップ」の開設について……………	5
(4) 区内4警察署との児童虐待の未然防止と要保護児童の早期発見に向けた連携強化に関する協定について……………	7

(教 育 委 員 会)

文 教 委 員 会 報 告 資 料

令和元年12月13日

件 名	東京2020算数ドリル実践学習会の開催について
所 管 部 課 名	教育指導部教育指導課
内 容	<p>東京2020組織委員会より、「東京2020算数ドリル」実践学習会に関する通知があったため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 概要 オリンピックやパラリンピアン等が来校し、実技を交えた「体育のような算数授業」を開催する。</p> <p>2 日時 令和元年12月20日（金）10：40～13：00</p> <p>3 場所・対象学年 足立区立千寿本町小学校・第6学年（66名）</p> <p>4 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年度版「東京2020算数ドリル」を活用した座学 ・ バレーボールアスリートによるデモンストレーションを交えた実践学習 ・ 給食の時間におけるアスリートとの交流 <p>5 参加アスリート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大竹 秀之（1992年バルセロナオリンピック出場） ・ 杉山 祥子（2004年アテネオリンピック、2008年北京オリンピック出場）
問 題 点 今 後 の 方 針	千寿本町小学校及び組織委員会と協議し、実践学習会における具体的な学習内容や当日の流れを決定する。

文教委員会報告資料

令和元年12月13日

件名	江北小学校・高野小学校統合施設建設事業に伴う基本構想・基本計画書について																	
所管部課名	学校運営部 学校改築担当課、学校施設課、学校適正配置担当課																	
内容	<p>江北小学校・高野小学校統合施設建設事業に伴う基本構想・基本計画書について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 基本構想・基本計画の概要</p> <p>(1) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 成長を実感できる教育施設 イ 時代の変化に対応できる施設 ウ 健康で安全な環境が整った施設 エ 利用しやすく人と環境にやさしい施設 オ 情報化社会に対応できる施設 カ 地域のシンボルとしての施設 キ 地域に開かれた施設 ク 防災拠点としての施設 <p>(2) 施設概要等</p> <p>構造：鉄筋コンクリート造 階数：4階建て 敷地面積：12,504㎡（内約740㎡は公園敷地） 延床面積：10,178㎡程度 普通教室：24室 多目的教室：3室 特別教室：8室</p> <table border="1" data-bbox="475 1384 1394 1989"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>階数</th> <th>主要諸室・校庭内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">校舎</td> <td>屋上</td> <td>太陽光パネル、室外機等置場（設備スペース）</td> </tr> <tr> <td>4階</td> <td>普通教室（8教室）等</td> </tr> <tr> <td>3階</td> <td>普通教室（8教室）、多目的教室（2室）、 図工室、理科・図工室、理科室等</td> </tr> <tr> <td>2階</td> <td>普通教室（8教室）、多目的教室、体育館、 音楽室（2室）、家庭科室、備蓄倉庫等</td> </tr> <tr> <td>1階</td> <td>図書室、多目的ホール、保健室、給食室、 校長室、職員室、事務室、特別支援学級、 地域連携室、放課後子ども教室、学童保育室等</td> </tr> <tr> <td>校庭</td> <td>—</td> <td>120mトラック（6レーン）、50m直線（6レーン）、プール、プール更衣室、体育倉庫等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 詳細は別添「基本構想・基本計画書」のとおり</p>	種別	階数	主要諸室・校庭内訳	校舎	屋上	太陽光パネル、室外機等置場（設備スペース）	4階	普通教室（8教室）等	3階	普通教室（8教室）、多目的教室（2室）、 図工室、理科・図工室、理科室等	2階	普通教室（8教室）、多目的教室、体育館、 音楽室（2室）、家庭科室、備蓄倉庫等	1階	図書室、多目的ホール、保健室、給食室、 校長室、職員室、事務室、特別支援学級、 地域連携室、放課後子ども教室、学童保育室等	校庭	—	120mトラック（6レーン）、50m直線（6レーン）、プール、プール更衣室、体育倉庫等
種別	階数	主要諸室・校庭内訳																
校舎	屋上	太陽光パネル、室外機等置場（設備スペース）																
	4階	普通教室（8教室）等																
	3階	普通教室（8教室）、多目的教室（2室）、 図工室、理科・図工室、理科室等																
	2階	普通教室（8教室）、多目的教室、体育館、 音楽室（2室）、家庭科室、備蓄倉庫等																
	1階	図書室、多目的ホール、保健室、給食室、 校長室、職員室、事務室、特別支援学級、 地域連携室、放課後子ども教室、学童保育室等																
校庭	—	120mトラック（6レーン）、50m直線（6レーン）、プール、プール更衣室、体育倉庫等																

	<p>2 水害の視点を考慮した主な防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水災害に対応できるよう体育館を水没しない2階とする。 ・体育館へ上がる2階への直通階段は大階段とし、明確で安全な避難動線を確保する。 ・受変電設備を含む主要な電気設備は2階以上に設置する。 ・太陽光発電パネル及び蓄電池を設置し、災害時に活用する。 ・広い廊下とオープンスペースを設け、災害時に活用する。 ・防災備蓄倉庫の面積を、統合前の各校の合計以上の面積とする。 <p>3 今後の予定</p> <p>令和2年7月 ～令和4年2月・・・新校舎建設工事 令和4年3月下旬・・・新校舎に移転 令和4年4月・・・統合・学校運営開始</p>
<p>問 題 点 今 後 の 方 針</p>	<p>地元住民、統合地域協議会等と十分な協議を行いながら、学校運営に支障がないようスケジュール管理を徹底していく。</p>

文教委員会報告資料

令和元年12月13日

件名	特例課程教室「あすテップ」の開設について										
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課										
内容	<p>不登校生徒への支援において、従来のチャレンジ学級とは異なる、校内における支援学級を開設し、多様な教育機会の拡大を図る。</p> <p>1 開設目的 特別支援学級（情緒）の廃止に伴い、不登校気味であった通級生徒の居場所を確保する必要があるため。 また、不登校生徒に幅広い選択肢を提供し、多様な教育機会の場を確保する必要があるため。</p> <p>2 名称 特例課程教室「あすテップ」 名称の意味…明日に向かって一步を踏み出すという意味を込めた</p> <p>3 開設日 令和2年4月1日</p> <p>4 設置場所 第十中学校内（足立区梅島三丁目23番3号） 花保中学校内（足立区南花畑二丁目41番1号）</p> <p>5 運営等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象者</th> <th style="width: 15%;">入室方法</th> <th style="width: 15%;">定員</th> <th style="width: 25%;">指導員等</th> <th style="width: 30%;">開設時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不登校の中学生</td> <td>教育相談を通じて入室</td> <td>各校20名</td> <td>元教員等 各6名 心理士 各1名</td> <td>8時30分～ 17時15分 (土日祝除く)</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 学習内容・支援目標</p> <p>(1) 学習内容 主要3科目は通常学級と同時数に設定し、チャレンジ学級と比較して、学校に近いカリキュラムを策定する。また、ソーシャルスキルトレーニング（SST）の観点を取り入れた授業を実施する。</p> <p>(2) 支援目標</p> <p>ア 学習定着 基礎学力の向上と学習習慣の定着等を通じ、進路選択できる力を養成する。</p> <p>イ 社会的自立 SSTの観点を取り入れた支援で、コミュニケーション能力の向上を図る。</p> <p>ウ 心理的安定 心理士の寄り添い支援を通じ、生徒の心理的安定を図る。</p>	対象者	入室方法	定員	指導員等	開設時間	不登校の中学生	教育相談を通じて入室	各校20名	元教員等 各6名 心理士 各1名	8時30分～ 17時15分 (土日祝除く)
対象者	入室方法	定員	指導員等	開設時間							
不登校の中学生	教育相談を通じて入室	各校20名	元教員等 各6名 心理士 各1名	8時30分～ 17時15分 (土日祝除く)							

	<p>7 不登校特例校との主な違い</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="474 219 703 300"></th> <th data-bbox="708 219 1082 300">特例課程教室 あすテップ</th> <th data-bbox="1086 219 1425 300">不登校特例校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="474 306 703 383">指導教員</td> <td data-bbox="708 306 1082 383">都の退職非常勤教員及び 区の会計年度任用職員</td> <td data-bbox="1086 306 1425 383">都の正規教員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="474 389 703 465">生徒の評価</td> <td data-bbox="708 389 1082 465">評価しない (在籍校へ情報提供)</td> <td data-bbox="1086 389 1425 465">直接評価する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="474 472 703 504">在籍</td> <td data-bbox="708 472 1082 504">在籍校に籍をおき通級</td> <td data-bbox="1086 472 1425 504">在籍校から転校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="474 510 703 663">教育課程</td> <td data-bbox="708 510 1082 663">学習指導要領に基づく必 要なし</td> <td data-bbox="1086 510 1425 663">学習指導要領に基づく 必要あり(通常学級よ り約1割時数が少な い)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="474 669 703 822">その他</td> <td data-bbox="708 669 1082 822">心理士(スクールカウ ンセラー)は常駐</td> <td data-bbox="1086 669 1425 822">現状の学校運営体制で は心理士(スクールカ ウンセラー)は週2回 配置</td> </tr> </tbody> </table>		特例課程教室 あすテップ	不登校特例校	指導教員	都の退職非常勤教員及び 区の会計年度任用職員	都の正規教員	生徒の評価	評価しない (在籍校へ情報提供)	直接評価する	在籍	在籍校に籍をおき通級	在籍校から転校	教育課程	学習指導要領に基づく必 要なし	学習指導要領に基づく 必要あり(通常学級よ り約1割時数が少な い)	その他	心理士(スクールカウ ンセラー)は常駐	現状の学校運営体制で は心理士(スクールカ ウンセラー)は週2回 配置
	特例課程教室 あすテップ	不登校特例校																	
指導教員	都の退職非常勤教員及び 区の会計年度任用職員	都の正規教員																	
生徒の評価	評価しない (在籍校へ情報提供)	直接評価する																	
在籍	在籍校に籍をおき通級	在籍校から転校																	
教育課程	学習指導要領に基づく必 要なし	学習指導要領に基づく 必要あり(通常学級よ り約1割時数が少な い)																	
その他	心理士(スクールカウ ンセラー)は常駐	現状の学校運営体制で は心理士(スクールカ ウンセラー)は週2回 配置																	
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>1 運営方法等、校長会や保護者、地域に説明するとともに、あだち広報、区ホームページ等を通じて広く周知を図る。</p> <p>2 指導効果や利用ニーズ等を検証し、開設後3年以内に不登校特例校への移行について判断する。</p>																		

文 教 委 員 会 報 告 資 料

令和元年12月13日

件 名	区内4警察署との児童虐待の未然防止と要保護児童の早期発見に向けた連携強化に関する協定の締結について
所管部課名	こども支援センターげんきこども家庭支援課
内 容	<p>児童虐待事案（児童虐待の疑いのある事案を含む。）が増加、多様化している現状を踏まえ、足立区と区内4警察署（警視庁千住警察署、西新井警察署、竹の塚警察署及び綾瀬警察署）は、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律に基づき、連携の一層の強化を図るため、次のとおり協定を締結したので報告する。</p> <p>1 協定内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区及び警察署が相互に保有する必要な情報の共有に努めること ・ 要保護児童対策地域協議会個別ケース会議に警察署も参加するよう努め、相互に情報共有を図り児童の安全確保に努めること ・ 児童の居所が判明しない場合や保護者が児童と会わせることを拒むなど、安全の確認ができない場合における連携強化 <p>2 協定書 別紙のとおり</p> <p>3 協定締結日 令和元年12月9日</p> <p>4 個人情報保護 本協定に基づく個人情報の取扱いについては、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律に基づき情報の提供及び収集をするものである。 なお、本件については令和元年11月8日開催の足立区情報公開・個人情報保護審議会において報告済である。</p> <p>5 他区状況 23区中14区で同様の協定が締結されている。</p>
問 題 点 今後の方針	児童虐待案件のうちリスクの高い事案により迅速に対応していく。

児童虐待の未然防止と要保護児童の早期発見に向けた
連携強化に関する協定書

足立区（以下「区」という。）と警視庁千住警察署、警視庁西新井警察署、警視庁竹の塚警察署及び警視庁綾瀬警察署（以下これらを「区内各警察署」という。）は、児童虐待事案（児童虐待の疑いのある事案を含む。以下同じ。）が増加し、及び多様化している現状を踏まえ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づき、連携の一層の強化を図るため、下記のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

記

- 1 区及び区内各警察署は、児童虐待の未然防止及び要保護児童の早期発見に迅速かつ的確に対応するため、相互に保有する必要な情報の共有に努める。
- 2 本協定の締結による実施事項については、別紙「情報共有及び連携に関する申合せ事項」のとおりとする。
- 3 前項の実施事項に基づき相互に共有した情報については、確実に記録し、管理するとともに、保秘の徹底に努め、本協定の目的以外に使用しないものとする。

本協定の締結を証するため、本書を5通作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和元年12月9日

足立区長

近藤 やよい

警視庁千住警察署長

窪田 数夫

警視庁西新井警察署長

小林 仁

警視庁竹の塚警察署長

林 正己

警視庁綾瀬警察署長

林 二郎

情報共有及び連携に関する申合せ事項

1 情報の共有

(1) 区内各警察署からの照会及び情報提供

ア 区内各警察署は、児童虐待事案を認知した場合は、区に過去の対応状況について照会し、その際、当該児童及び保護者の氏名、生年月日及び住所並びに事案の概要等の情報を提供する。

イ 区は、区内各警察署からの照会に対し、過去の対応状況の有無を回答し、可能な限り保有している当該児童に係る情報を提供する。

(2) 区からの照会及び情報提供

ア 区は、虐待による外傷、ネグレクト又は性的虐待による児童虐待事案を認知した場合は、市町村子ども家庭支援指針に基づき、児童の居住地を管轄する区内の警察署に過去の対応状況について照会し、その際、当該児童及び保護者の氏名、生年月日及び住所並びに事案の概要等の情報を提供する。

イ 区は、前ア以外の児童虐待事案を認知した場合、必要に応じて、児童の居住地を管轄する区内の警察署に過去の対応状況について照会し、その際、当該児童及び保護者の氏名、生年月日及び住所並びに事案の概要等の情報を提供する。

ウ 前ア及びイの警察署は、区からの照会に対し、過去の対応状況の有無を回答し、可能な限り保有している当該児童に係る情報を提供する。

2 要保護児童対策地域協議会における連携

区は、児童虐待事案に関し、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会における個別ケース会議を積極的に開催し、区内各警察署は当該会議に参加するよう努め、相互に情報共有を図ることにより児童の安全確保に努める。

3 児童の安全確認及び安全確保における連携

(1) 区は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告を受けた事案について児童の安全確認を行う場合は、区職員又は区が依頼した者により、児童と直接会うことを基本とするとともに、安全確認のために必要な調査を行う。

(2) 区は、前号の調査の結果、児童の居所が判明しない場合は、児童の居住地を管轄する区内の警察署に相談する。区及び相談を受けた警察署は今後の対応を検討し、連携して相互に必要な措置に努める。

(3) 区は、第1号の調査において、保護者が児童と会わせることを拒むなど安全の確認ができない場合は、速やかに児童の現在地又は居住地を管轄する区内の警察署に相談する。区及び相談を受けた警察署は児童の安全確保を最優先に連携して相互に必要な措置を行う。

(4) 区及び区内各警察署は、前2号の措置を行った結果について、相互に連絡を行う。

(5) 区及び区内各警察署は、前各号のほか、事案の緊急性又は必要性に応じ、随時相互の情報共有を図るなど連携し、児童の安全確保に努める。

(6) 区及び区内各警察署は、児童の安全を第一とするとともに、通告者保護の観点に配慮した対応を行う。

4 申合せ事項の見直し

前1から3の事項について見直しの必要がある場合は、区又は区内各警察署の要請及び協議により行うものとする。